

# **京丹後市災害廃棄物処理計画**

**京 丹 後 市**

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	.....	1
<b>第1節 災害廃棄物処理計画の概要</b>	.....	1
<b>第2章 基本的事項</b>	.....	3
<b>第1節 基本方針</b>	.....	3
<b>第2節 組織・体制</b>	.....	3
<b>第3節 情報収集及び共有</b>	.....	10
<b>第4節 協力・支援体制</b>	.....	11
<b>第5節 住民等への啓発・広報</b>	.....	14
<b>第3章 災害廃棄物処理</b>	.....	15
<b>第1節 災害廃棄物の処理</b>	.....	15
<b>第2節 処理主体</b>	.....	19
<b>第3節 集積場所・仮置場</b>	.....	20
<b>第4節 収集運搬</b>	.....	22
<b>第5節 し尿処理</b>	.....	24
<b>第4章 選別・分別</b>	.....	26
<b>第1節 生活ごみ(避難所ごみ、片付けごみ)の処理</b>	.....	26
<b>第2節 再資源化</b>	.....	29
<b>第3節 有害廃棄物・処理困難物等</b>	.....	30
<b>第4節 集積場所及び一次仮置場の選別配置(例)</b>	.....	32
<b>第5章 その他</b>	.....	32
<b>第1節 平時の備え</b>	.....	32
<b>第2節 歴史的遺産・文化財の取扱い</b>	.....	33
<b>第3節 海岸漂着物の対策</b>	.....	33
<b>第4節 仮設処理施設</b>	.....	33
<b>第5節 環境対策・モニタリング</b>	.....	33
<b>第6節 貴重品・思い出の品の取扱い</b>	.....	34

# 第1章 総則

## 第1節 災害廃棄物処理計画の概要

### 1. 目的

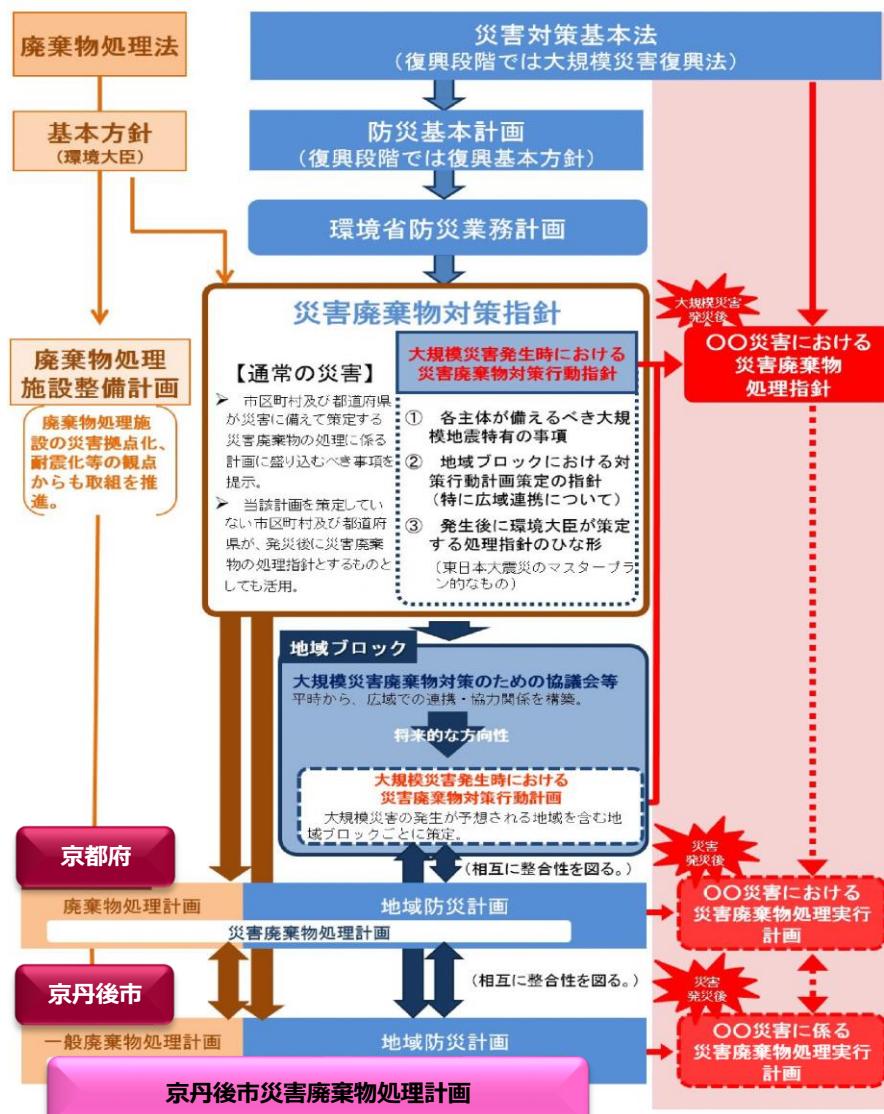
京丹後市災害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)は、平時の備え(体制整備等)や、災害により発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として策定する。

### 2. 本計画の位置付け

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされ、本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針を踏まえ策定するもので、京都府災害廃棄物処理計画及び京丹後市地域防災計画と整合をとり、災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。

一時的に大量のごみ排出が想定される災害発生時には、本計画を着実に実施するとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

図 1-1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



### **3. 対象とする災害**

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義通り、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる大量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

なお、災害の規模、種類、場所、時期等により、廃棄物の発生量や性状等が大きく異なり、個別特有の対応（多数の行方不明者が発生することによる人命救助のための災害廃棄物の撤去、局所的または広範囲に被害が及ぶ場合の対応、大量に発生する混合状態の災害廃棄物への対応等）が必要となるため、災害及び被災等状況を勘案し、適宜適用範囲を考慮する。

### **4. 主体の役割**

#### **(1) 市の役割**

- ① 災害廃棄物処理は、本市が主体となって適切かつ迅速に行う。
  - ・ 本計画に基づき災害時における応急体制の確立
  - ・ 災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分
  - ・ 災害廃棄物仮置場の設定
  - ・ 二次災害（災害廃棄物の飛散、害虫の発生、発生ガスによる火災等）の防止
- ② 災害廃棄物の発生量を把握し、処理・処分の方法、最終処分完了時期等を含めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。
- ③ 収集・運搬及び処理・処分に必要な人員・車両等が不足する場合は、協定市町、近隣市町及び京都府に対して支援の要請を行う。
- ④ 上記業務の運営管理及びその他廃棄物処理に係る事務等を行う。

#### **(2) 事業者の役割**

- ① 市が処理できない事業系災害廃棄物については、自己処理責任の下に適正に処理する。
- ② 市が行う災害廃棄物の処理に必要な協力をう。

#### **(3) 市民の役割**

- ① 本計画に従い、災害廃棄物の円滑な処理に協力する。

### **5. 京都府の役割**

都道府県は、大規模災害時においては、被災市町村や関係団体等と連絡調整の上、人的支援・物的支援等を行うこととされている。

なお、地方自治法第252条の14の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本市が地震等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、京都府に事務委託を行うこととする。

### **6. 国の役割**

環境省の各地方環境事務所が地方ブロックの中心となり、被災市町村の支援を行うほか、処理方針等を定めて、全体の進捗管理を行う。

なお、大規模災害時において、被災市町村自らの処理が困難な場合、災害対策基本法に基づき、災害廃棄物の処理を代行することができるとしている。

### **7. 本計画の見直し**

本計画は、災害廃棄物対策指針や京都府災害廃棄物処理計画、京丹後市地域防災計画が改定された場合や訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、適宜見直しを行うこととする。

## 第2章 基本的事項

### 第1節 基本方針

市は、行政区域内が被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を本計画にまとめる。

特に突発的に大規模な災害が発生した場合において一般廃棄物等処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策を適時適所に実行し得ることを目標として、必要な環境整備を行う。

#### 1. 衛生的かつ迅速な処理

生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。

#### 2. 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の効率的処理を進めるとともに埋立処分量を削減するため、排出時の分別を徹底し、再生利用、再資源化並びにごみの減量化を推進する。

#### 3. 処理の協力・支援、連携

自己処理が困難であると判断した廃棄物は、京都府や国、他の地方自治体及び民間事業者等と連携を図り、協力・支援を得て処理する。

#### 4. 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して、できる限り迅速に処理を行う。

### 第2節 組織・体制

#### 1. 発災後の時期区分と特徴

表2-2-1 発災後の時期区分と特徴

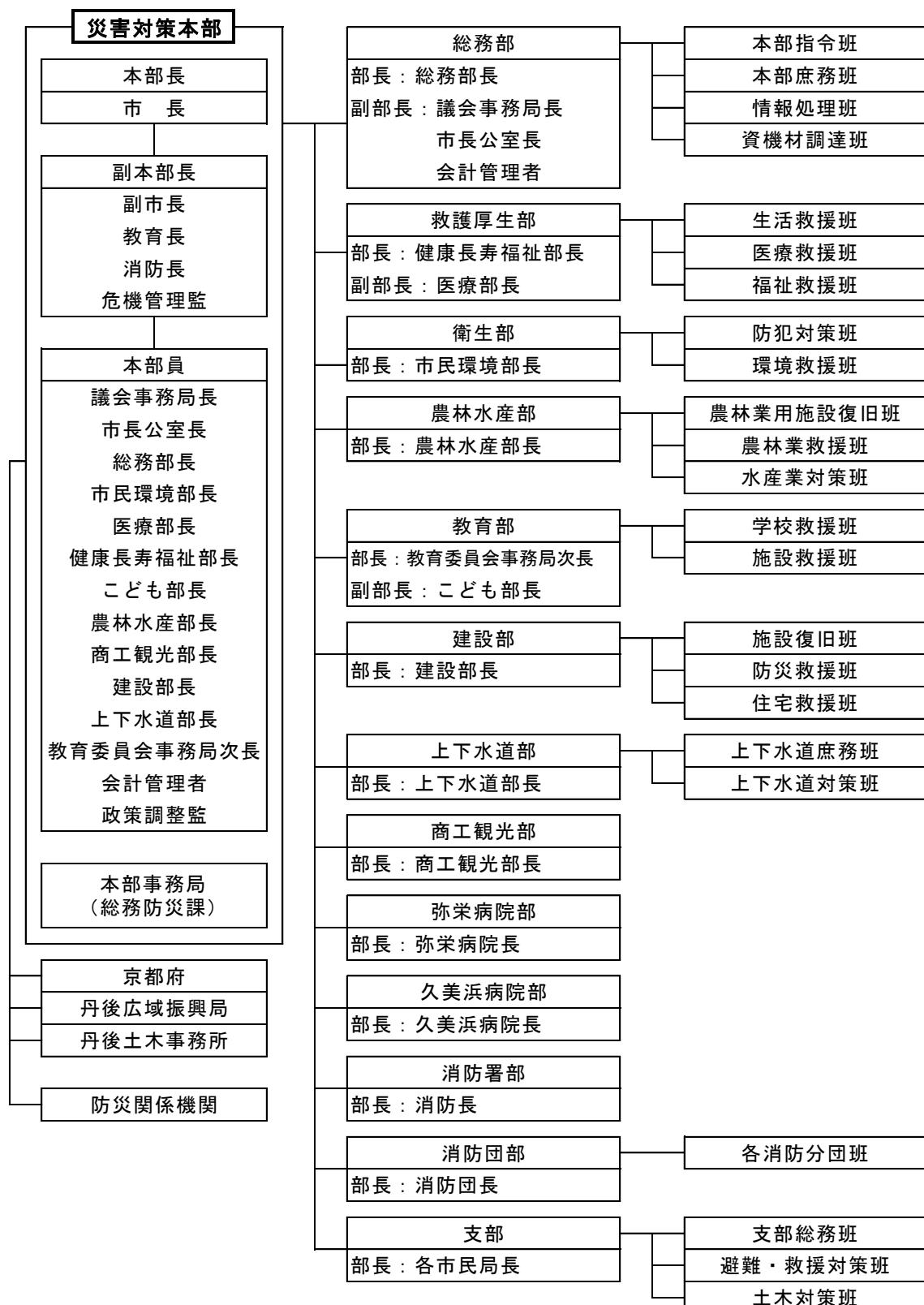
時期区分		時期区分の特徴
災害応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)

#### 2. 組織における体制構築

災害対策本部が設置され本部長が必要と認めたとき、又は平時の処理体制では十分に対応できない場合で市民環境部長が特に必要と認めたときは、災害対策本部衛生部又は市民環境部内に災害廃棄物処理対策チーム(以下「対策チーム」という。)を設置するとともに、災害対策本部支部総務班、土木対策班と連携を図り、災害廃棄物の処理体制を整える。

まず被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。市災害対策本部の配備体制は図2-2-1のとおり。

図2-2-1 市災害対策本部の配備体制



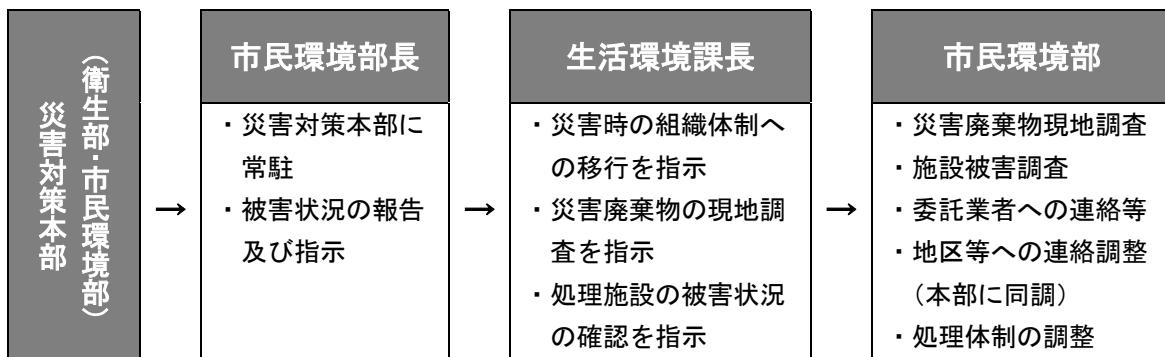
### (1) 初動期

大規模災害発生時の庁内での指示及び対応について以下の図2-2-2に示す。

災害対策本部長及び衛生部長又は市民環境部長が特に必要と認めた場合に、対策チームを置く。

発災直後は、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行う必要がある。災害対策本部に付帯し、緊急車両とあわせて災害廃棄物を搬送できる体制を整備するとともに、道路を担当する部局(国、京都府及び本市道路関係部署)と連携し、迅速な道路啓開に努める。

図2-2-2 災害発生時の庁内指示及び対応系統



### (2) 応急対応期

災害廃棄物現地調査終了後の対策チーム及び組織体制は図2-2-3のとおりとする。災害発生後には、災害の規模、被災状況、職員の動員状況及び被災状況等を勘案し、応援要請を含めた組織体制の見直しを適宜行う。なお、応急対応期の意思決定はチームごとに行い、災害対策本部と連動し対応する。

図2-2-3 応急対応期の対策チーム又は組織体制

総合調整チーム	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害、環境汚染状況等の情報収集、記録、報告</li><li>・発生量の調査、災害廃棄物処理実行計画の策定</li><li>・収集・処理・配車計画策定、予算調整、契約、発注事務</li><li>・連携機関、広域処理等の協議、応援要請、物品の調整確保</li><li>・環境保全対策、苦情・要望の調整、写真・記録の整理</li><li>・広報</li></ul>
収集処理チーム	<ul style="list-style-type: none"><li>・保有施設の被害状況の調査及び運用検討、復旧、運営</li><li>・地区等との連絡調整、集積場所・仮置場の設置と管理、復旧</li><li>・委託業者や協力業者との収集体制検討、収集の実施</li><li>・連携機関、協定市町等との現場活動及び支援体制の検討</li><li>・生活、避難所及び片付けごみ収集の実施、処理施設の運営</li><li>・分別処理、再資源化処理の実施、排出ルールの決定</li><li>・広報情報の整理</li><li>・外部搬出及び最終処分</li></ul>
し尿収集処理チーム	<ul style="list-style-type: none"><li>・保有施設の被害状況の調査及び運用検討、復旧、運営</li><li>・協定に基づく応援要請(し尿の収集運搬)</li><li>・仮設トイレの設置</li><li>・し尿処理計画の作成</li><li>・し尿処理作業の指導、収集車両の配車</li><li>・し尿の収集運搬及び処分</li></ul>

※損壊家屋解体やごみ撤去を要する場合、建築、土木の技術職員を含めて対策チームを構築する。

### (3) 復旧期

災害廃棄物の撤去及び収集が一定収束した後の復旧期における体制は、仮置場、分別・再資源化、仮設施設やトイレ等の収集運搬、処理施設等の復旧状況を踏まえて、組織体制の見直しを適宜行う。

### 3. 体制の構築に必要な業務

災害廃棄物処理における主な業務は、原則として表2-2-2のとおりとする。

対策チームにおいて、災害の規模や被災状況等を踏まえて速やかに関係部署間で協議の上、下記の各業務を分担して進めるとともに、対策チームは処理状況等を踏まえて、適宜、見直しを行う。

**表2-2-2 災害廃棄物処理体制における主な業務**

項目	内 容
被災状況の把握	施設・交通・収集ルートの被災状況・安全性確認
撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
資機材、仮設トイレ	必要資機材、仮設トイレ・簡易トイレの確保、設置
処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し
処理フロー(体系構築図)	処理フローの作成、見直し
生活ごみ 避難所ごみ し尿等	生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集方針の決定 ・収集方針又は方針の変更(片付けごみは混合しないようにする。) 仮設トイレの設置(簡易トイレを含む。) ・トイレットペーパー、消臭剤や脱臭剤等の確保
仮置場・集積場所	仮置場の必要面積の算定 仮置場の候補地の選定 受入に関する合意形成 仮置場の確保、避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保 仮置場の設置・管理・運営
処理体制の確保	処理・受入施設の復旧、保管先の確保(翌日からの収集運搬開始を想定) 運転可能施設の運転、受入れ 収集運搬体制の確保、収集運搬の実施 最終処分場に関する合意形成、受入体制の確立 広域処理する際の輸送体制の確立 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
分別・処理・再資源化	分別区分の決定 腐敗性廃棄物の優先的処理 被災自動車の移動(道路上などは前半時に対応)選別・破碎・焼却処理体制の確保(可能な限り再資源化) 廃家電、被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施 混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮、感染性廃棄物への対策 所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、灯油・ガスボンベ・カセットボンベ・有機溶剤・バッテリー・PCB・トリクロロエチレン・フロンなどの優先的回収
各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置(立ち上げは初動期が望ましい。)
住民等への啓発広報	決定事項、収集体制等の住民等への啓発・広報
解体・撤去	関係部局と連携し倒壊の危険のある建物の優先解体を検討 解体が必要とされる建物の解体(設計、積算、現場管理等を含む。)
環境対策、モニタリング、火災対策	火災防止策の検討・措置 環境モニタリングの実施 悪臭及び害虫防止対策、ごみの飛散防対策、漏水防止対策
復旧・復興	仮置場の復旧・返却 避難所の閉鎖、仮設トイレの撤去 仮設処理施設の解体・撤去

#### 4. 体制の構築に必要とする廃棄物処理施設及び委託業務

災害廃棄物処理に関する基本体制を要する主な施設は、原則として表2-2-3のとおりとする。

災害の規模や被災状況等を踏まえて、施設及び各委託等業務の被災状況を分担して把握するとともに、適宜、体制の見直しを行う。

##### (1) 廃棄物処理施設

本市の一般廃棄物処理施設は表2-2-3、施設の運営状況は表2-2-4のとおり。

発災後は、通常の生活ごみ等の処理を継続しつつ、災害廃棄物を処理するための拠点とする。災害発生時には、迅速に受入条件(形状・物性・量など)の整理を行い、通常の生活ごみの処理に影響が発生しないよう留意しながら、災害廃棄物の処理を行う。

表2-2-3 一般廃棄物処理施設(令和7年1月現在)

施設名	施設概要	所在地	受入内容	処理能力 施設の容量
峰山クリーンセンター	焼却	峰山町内記908番地	・可燃ごみ ・可燃性粗大ごみ	63t/日 (焼却炉 計4炉)
峰山最終処分場	埋立 処分	峰山町内記800番地	・焼却残渣 ・不燃ごみ	43,000m <sup>3</sup> (埋立容量) 45m <sup>3</sup> /日(排水量)
大宮最終処分場	埋立 処分	大宮町三坂5番地の1	・不燃ごみ	86,300m <sup>3</sup> (埋立容量) 60m <sup>3</sup> /日(排水量)
	破碎	大宮町三坂5番地の1	・木くず	20t/日
網野最終処分場	埋立 処分	網野町三津378番地の1	・焼却残渣 ・不燃ごみ	75,000m <sup>3</sup> (埋立容量) 90m <sup>3</sup> /日(排水量)
久美浜最終処分場	埋立 処分	久美浜町98番地の1	・焼却残渣 ・不燃ごみ	24,800m <sup>3</sup> (埋立容量) 40m <sup>3</sup> /日(排水量)
リサイクルプラザ	リサイクル	峰山町内記908番地	・資源ごみ(空缶、空ビン、ペットボトル、その他プラスチック容器包装等)	6.7t/日
網野衛生センター	し尿	網野町高橋524番地	・し尿、汚泥、し渣	36kl/日
竹野川衛生センター	し尿	弥栄町和田野38番地の1	・し尿、汚泥、し渣	70kl/日
久美浜衛生センター	し尿	久美浜町湊宮468番地の252	・し尿、汚泥、し渣	25kl/日

表2-2-4 一般廃棄物処理等施設の運営状況(令和7年1月現在)

施設名	運営形態	緊急時担当	施設連絡先
峰山クリーンセンター	運営管理委託	業務責任者	0772-62-4626
峰山最終処分場	運営管理委託	業務副責任者	0772-62-3336
大宮最終処分場	運営管理委託	業務責任者	0772-64-4866
網野最終処分場	運営管理委託	業務責任者	0772-72-4755
久美浜最終処分場	運営管理委託	業務責任者	0772-82-0846
リサイクルプラザ	運営管理委託	業務責任者	0772-62-4626
網野衛生センター	運営管理委託	業務総括責任者	0772-72-1016
竹野川衛生センター	運営管理委託	責任者	0772-65-2836
久美浜衛生センター	運営管理委託	総括責任者	0772-83-0142

##### (2) 一般廃棄物処理に係る収集・運搬

発災後は、通常の生活ごみ及びし尿等の収集・運搬を継続しつつ、迅速に収集・運搬体制の整理を行い、通常の生活ごみ及びし尿の処理に影響が発生しないよう留意しながら、災害廃棄物の処理を行う。

##### (3) 一般廃棄物処理業の許可業者

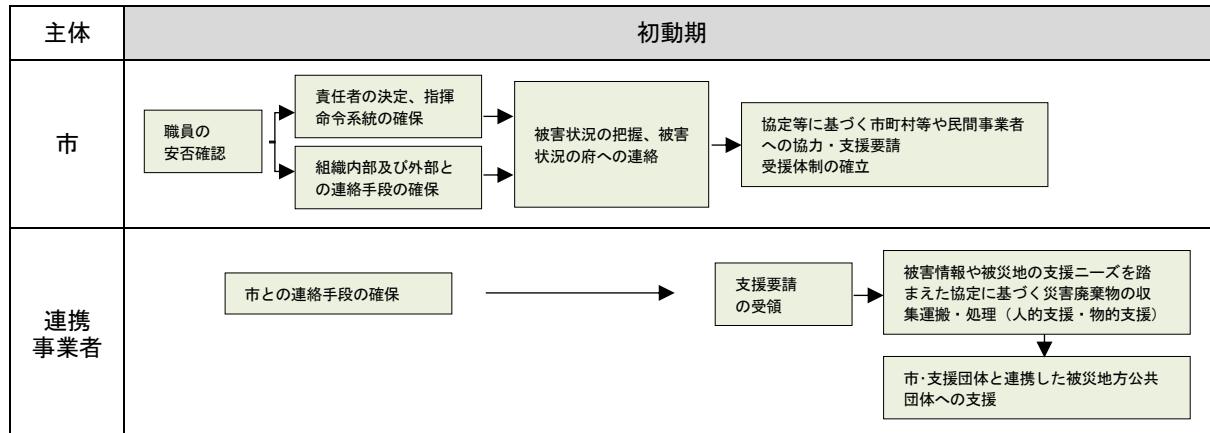
必要に応じて災害廃棄物の収集・運搬体制に組み入れ、処理を行う。

## 5. 全体処理体系の構築

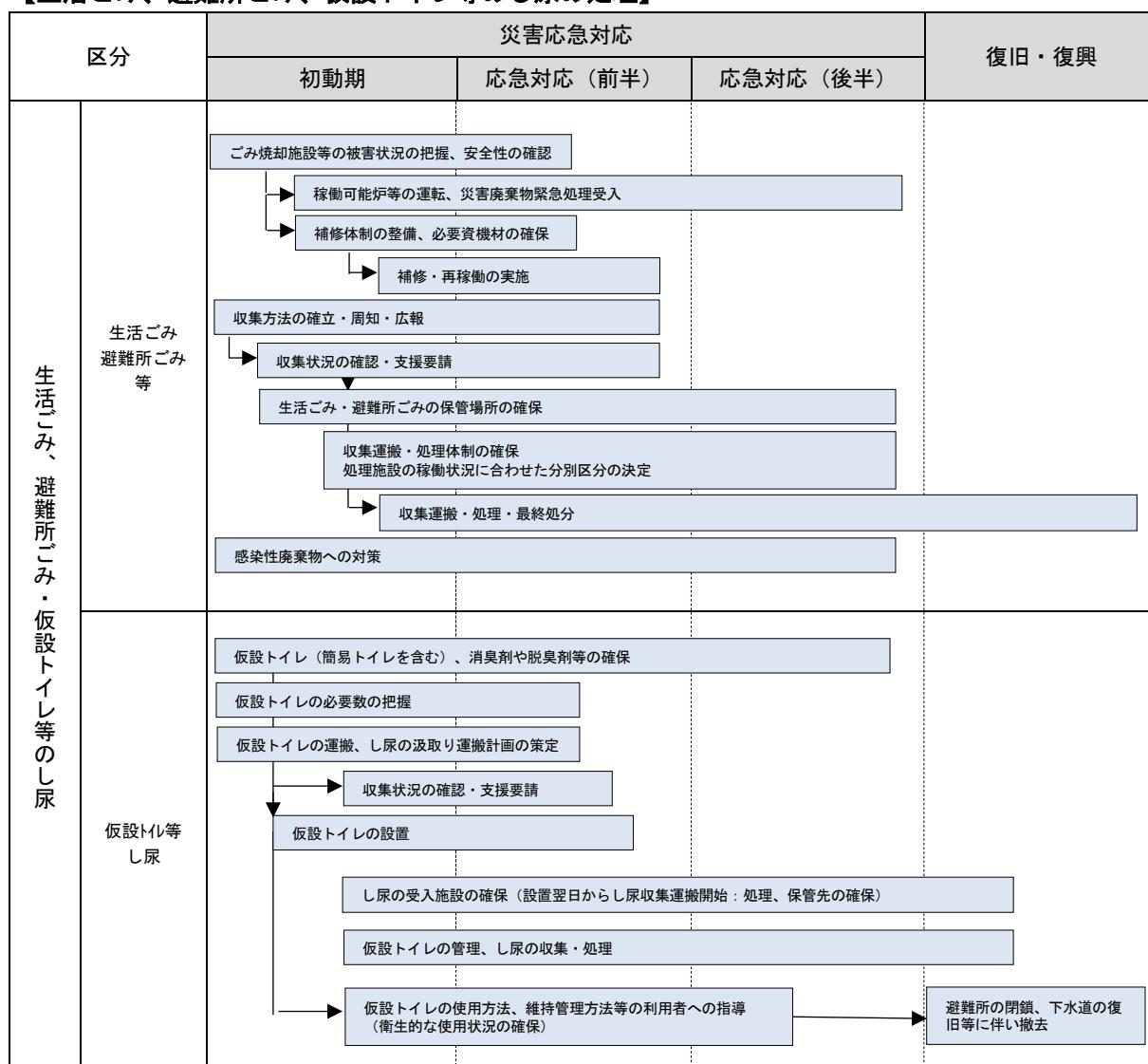
対応業務フローを図2-2-4に示す。「体制の構築、支援の実施」、「生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理」、「災害廃棄物の処理」各フローから対応業務の流れや優先順位等を理解・認識し、行動する。

図2-2-4 対応業務フロー

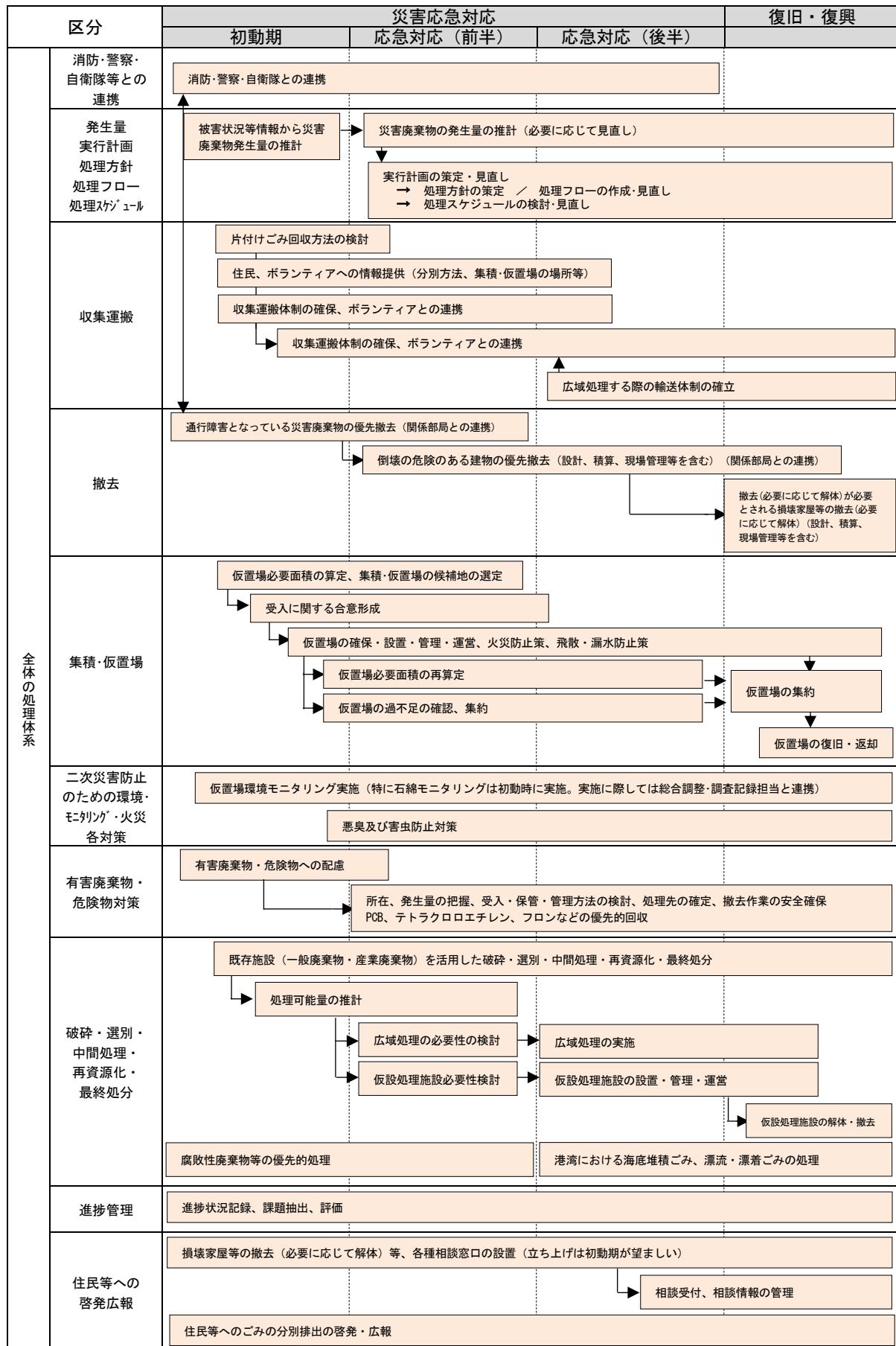
### 【初期体制の構築】



### 【生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理】



## 【災害時における全体の処理体系】



## 6. 対策チーム設置時における全庁的対応

表2-2-5 災害廃棄物処理に関する業務対応区分

業務区分		業務内容	対応
損壊家屋		・解体が必要となった損壊家屋の解体及び撤去※1	支部、建設部
民有地	宅地	・宅地に堆積した撤去ごみの撤去※1※2	支部、建設部、地区、ボラ連
	農地	・農地や農業用施設に堆積した撤去ごみの撤去※2	支部、農林水産部、農家団体
	片付けごみ	・被災地において排出された片付けごみの収集※3	支部、地区、京丹後市ボランティア連絡会
公共施設等	道路	・道路啓開に伴う撤去ごみの撤去	京都府、建設部、管理業者
	施設等	・河川、公園、学校、医療施設、港湾、海岸等からの災害廃棄物の撤去※3	国、京都府、各施設管理者
集積・仮置場の設置及び管理運営		・集積場、被災地から撤去された災害廃棄物の仮置きを行う仮置場の設置 ・被災公共施設等から撤去された災害廃棄物の仮置場の設置※3 ・集積・仮置場の管理運営(粗選別を含む。)及び原状復旧 ・二次仮置場を設置する場合の一次仮置場からの転送	支部、設置場所管理者、地区設置者(建設部、農林水産部、排出施設管理者)

※1 損壊家屋の解体や撤去ごみの撤去に必要な建築、土木の技術職員を含めて組織体制を構築する。

※2 土砂災害が発生した区域の撤去ごみについては、建設部において対応する。

※3 施設等担当する部署において、それぞれ必要に応じて仮置場を設置する。

### 第3節 情報収集及び共有

#### 1. 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理の基礎情報とするため、災害対策本部等から表2-3-1のとおり情報を収集し、対策チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとする。

また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとする。

表2-3-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・避難所名・住所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	・被災状況の把握(断水区域等) ・市内の建物の全壊及び半壊棟数 ・市内の建物の焼失棟数	・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被害の把握	・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・集積場所・仮置場、運搬ルートの把握

#### 2. 京都府との情報共有

京都府との情報共有事項を表2-3-2に示す。京都府との連絡手段を確保し、廃棄物処理施設の被災状況、仮置場整備状況、腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況等について、京都府に報告する。

表2-3-2 京都府との情報共有

区分	報告事項	目的
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況、復旧見通し、必要な支援	処理体制の構築
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模、必要機材の調達状況	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の保全

### 3. 関係者との情報共有

#### (1) 近隣市町等との情報共有

京都府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町等との連絡手段を確保し、表2-3-3のとおり情報の共有に努めることとする。

表2-3-3 近隣市町等との情報共有

項目	対象	内容
オープンスペース	広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地	オープンスペースに関する情報 災害廃棄物の発生量及び処理の進捗状況に応じて、随時更新を行う
処理施設	焼却処理施設／最終処分場 し尿処理施設	処理施設の被害状況、アクセスの状況等施設機能に関する情報
資機材	収集運搬車両、重機、付帯設備・車両、仮設トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材である収集運搬車両・重機、付帯設備及び車両、ならびに仮設トイレ等に関する情報
その他		避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況

#### (2) 庁内関係各課との連絡・調整

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡・調整を行うこととする。

#### (3) 民間業者との連絡・調整

災害対策に関する応援協定を締結している民間業者等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととする。

## 第4節 協力・支援体制

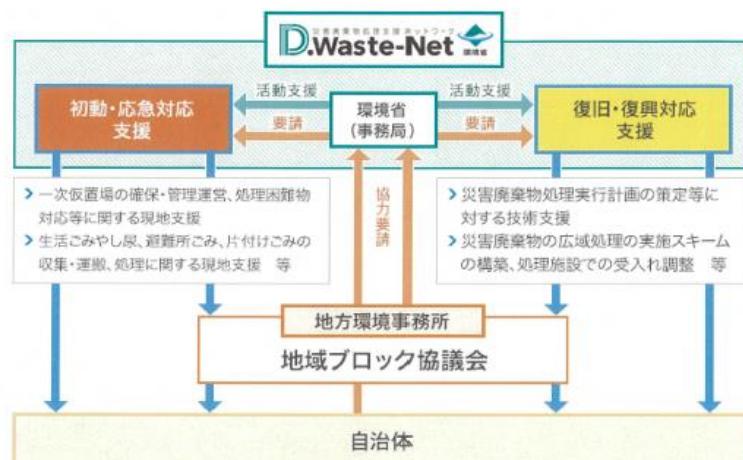
### 1. 消防・警察・自衛隊との連携

発災直後においては、まず人命救助が最優先になる。迅速な人命救助のために、消防・警察・自衛隊と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があることから、災害対策本部と調整した上で連携を行う。

### 2. 京都府・国及びその他自治体等との連携

大規模災害が発生し、本市のみでは災害廃棄物の収集や処理に対応できない場合や、通常処理に支障が生じる場合、災害廃棄物処理に必要な人員の派遣や資機材の提供等について京都府に支援要請を行うとともに、他自治体、災害廃棄物支援ネットワーク「D.Waste-Net」(図2-4-1(公社)全国都市清掃会議等)、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に応援を要請する。

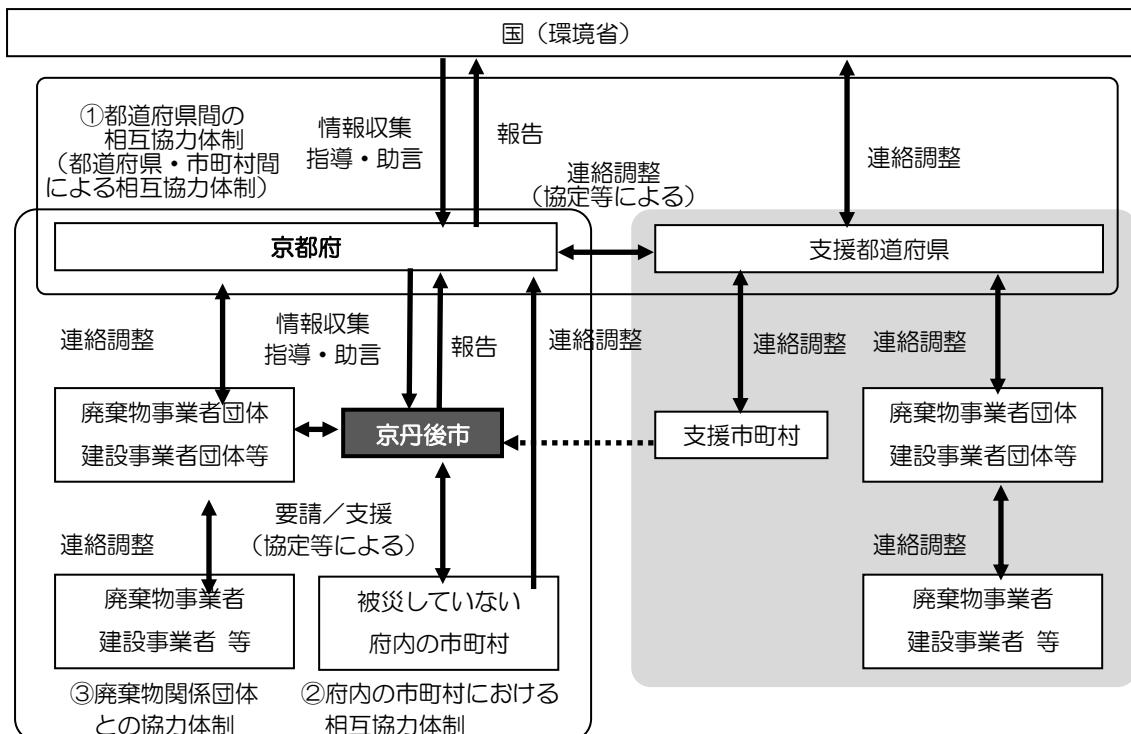
図2-4-1 D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み



## (1) 国及び京都府の協力支援

市内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難と判断される場合は、図2-4-2のとおり広域処理に向けた調整を京都府に依頼する。

図2-4-2 広域処理に関する検討手順



出典:災害廃棄物対策指針(平成26年3月)

## (2) 事務委託、事務代行

災害廃棄物の処理を本市のみで行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により、京都府へ処理等に係る事務を委託し、又は同法第252条の16の2の規定により事務の代替執行を求めることができる。表2-4-1に事務委託及び事務代替執行の概要、図2-4-3にその範囲を示す。

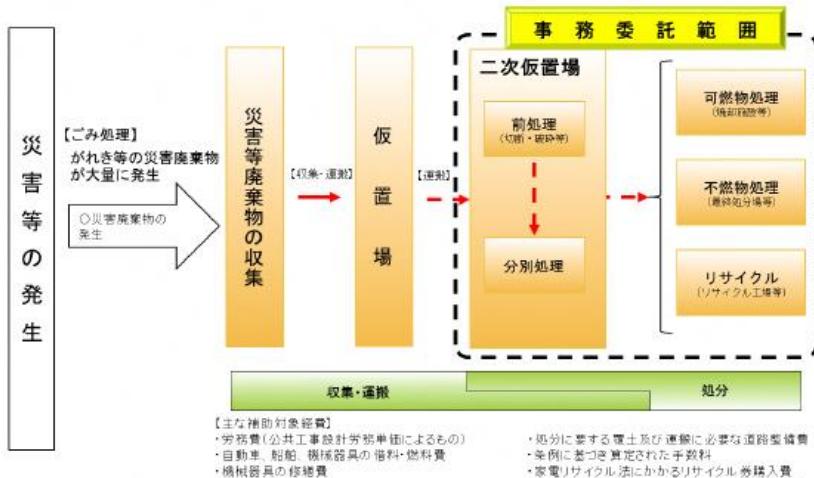
特に、仮設の処理施設は大規模災害発生時に設置が検討されるものであり、市町村単独ではなく、京都府や国による広域的な単位での設置が検討される。発災後は、被害状況等を踏まえて検討し、事務委託等が必要と判断した場合には、京都府へ事務委託等を行う。

表2-4-1 事務委託及び事務代替執行

項目	内容	特徴
事務の委託 (地方自治法第252条の14)	執行権限を委託先の自治体に譲り渡す制度	技術職員不足の自治体への全面関与
事務の代替執行 (地方自治法第252条の16の2)	執行権限を保持したまま執行の代行のみを委託する制度	執行権限の譲渡を伴わない (執行による責任は求めた自治体にある。)

図2-4-3  
事務委託範囲のイメージ

出典：  
熊本県災害廃棄物処理実行計画  
～第2版～  
(平成29年6月改訂、熊本県)



### 3. 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。京都府への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ① 倒壊建物等の解体・撤去
- ② 仮置場までの収集運搬・仮置場における分別、処理
- ③ 仮置場からの収集運搬
- ④ 自動車、家電、PCB等特別管理廃棄物等、分別区分別の処理

#### (1) 広域連携の考え方

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、まずは、処理責任を有する自治体が、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設を最大限活用し、自区域内において処理を行うことが基本となる。

しかしながら、被害の規模や災害廃棄物の発生量等を考慮した上で、自区域内での処理が困難と判断される場合には、近隣市町村を中心とした府内他市町村、さらには京都府外での広域処理や仮設処理施設の設置も含めて検討し、できる限り早期の処理完了を目指す。手順は図2-4-4のとおり。

図2-4-4 広域処理に関する検討手順

①市町村による自区域内での処理

本市の廃棄物処理施設での処理を検討

②府内市町間での広域処理

↓  
処理能力が不足

府内の市町間での広域処理を検討（府において調整）

③府域を超えた広域処理等

↓  
処理能力が不足

府域を超えた自治間での広域処理 又は 仮設処理施設の設置を検討（国、府において調整）

### 4. 災害ボランティアとの連携

大規模災害時には、柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となる。

そのため、平時より、ボランティア派遣の窓口となる社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会と適切な協力のあり方について調整を図る。

#### (1) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアとの連携については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間などを明示して要請する。

#### (2) 災害ボランティアに係る留意事項

災害ボランティアには、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返却等の作業を要請する。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、災害対策本部と連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮する。

また、災害廃棄物の分別方法や搬出先の案内等に関する情報について、ボランティア向けのチラシ等を作成し、健康長寿福祉部や社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会等は、これによって災害ボランティアに対し派遣前にレクチャーを行う。

## 第5節 住民等への啓発・広報

### 1. 事前広報の実施

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、平時の意識が災害時にも活きてくる。このため、表2-5-1に掲げる点に留意し、日頃から啓発等を継続的に実施する。

また、災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等便乗ごみの排出、混乱に乘じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止について事前周知を行う。

表2-5-1 災害時を想定した事前周知

ごみ・がれき等処理対策	①被害程度による優先順位付けへの理解促進 ②被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性 ③分別排出と排出抑制の協力要請(集積場への搬入、腐敗性廃棄物) ④各地域の収集日及び収集場所の区別の徹底 ⑤有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守 ⑥粗大ごみの直接持ち込み、市民局を通じた減免申請 ⑦非常時、平常時の収集体制の区別と移行に関する事項
し尿処理対策	①被害軽微な汲取り地域に対する収集一時中止措置の必要性 ②仮設トイレ利用上の留意事項 ③非常時、平常時の収集体制の区別と移行に関する事項

### 2. 被災時、被災者に対する災害廃棄物に係る啓発・広報の実施

具体的な啓発・広報として次の内容が考えられる。

- ① 災害廃棄物の対象、その排出方法及び収集方法  
(戸別収集の有無、収集期間、排出場所、分別方法)
- ② 集積場所・仮置場の場所、設置状況(期間・時間)及び搬入に際してのルール  
(住民が持込みできる集積場、場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載)
- ③ 有害・危険物の取扱方法  
(家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶、石綿、PCB含有機器等の排出方法等)
- ④ 家電4品目の排出方法  
(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・有機EL・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(いずれも家庭用機器のみ)をいう。)
- ⑤ 腐敗性廃棄物の排出方法、生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
- ⑥ ボランティア支援依頼窓口
- ⑦ 市への問合せ窓口
- ⑧ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

### 3. 啓発・広報を行う時期

- ① 発災直後は、緊急情報(危険物及び有害物の情報)に限って発信する。
- ② 発災翌日以降は、災害廃棄物の分別・収集体制、有害・危険物の取扱い、集積場所、仮置場の場所、仮設トイレ設置場所、生活ごみの回収体制、不法投棄の防止、相談窓口等について、避難者や住民に周知する。
- ③ 集積場所、仮置場の設置及び運営体制が整備できるまでは、住民に対し廃棄物はできるだけ自宅保管とし、安易に道路上や公園等に排出しないように周知する。
- ④ 災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供する。

### 4. 啓発・広報の手段

住民への啓発・広報の手段として、防災行政無線、市ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。

## 第3章 災害廃棄物処理

### 第1節 災害廃棄物の処理

#### 1. 災害廃棄物処理の基本的な対応

表3-1-1 基本的対応

処理区分	対応
ごみ・がれき等処理対策	(1) 活動用道路の安全な交通機能確保のための「堆積ごみ」収集・処理 (2) 指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設への収集 (3) 発生地におけるリサイクル対象物の分別、有害ごみの安全管理 (4) がれき(コンクリート、瓦、その他)、片付けごみ等排出用の集積場所・仮置場の確保 被災地、集積場所、仮置場における分別・減量・再利用の徹底 (5) 収集・搬出・中間処理(分別・減量・再利用)及び搬出における、京都府、国、民間廃棄物関係業者・団体への協力要請 (6) 社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担 (7) 排出方法その他必要な事項について周知広報を徹底
し尿処理対策	(1) 下水道整備区域における流下用の水を確保 (2) 上記の措置が困難な区域は、仮設トイレ・簡易トイレの設置・配布、収集 (3) 指定避難所・災害時地域中核病院・社会福祉等拠点施設、仮設トイレの優先収集 (4) 収集業務委託業者の協力を得て仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等を確保、京都府を通じて広域的な応援体制の確立 (5) 必要な事項について周知広報を実施

#### 2. 発災後における廃棄物処理の基本的な流れ

- ①災害廃棄物の発生量等に応じて集積場所、仮置場を開設する。
- ②災害廃棄物の収集・撤去方法を検討し、分別方法と合わせて住民に周知する。
- ③片付けごみの分別を促進し、仮置場に受入れる。  
※損壊家屋等の撤去(解体)に伴う災害廃棄物への対応はり災証明の発行後に本格化する。
- ④被災現場から災害廃棄物を分別撤去・収集し、仮置場まで運搬して分別仮置きする。  
※有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。  
※公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収する。
- ⑤仮置場に受入れた災害廃棄物は処理・処分前に応じて破碎・選別した上で搬出する。
- ⑥処理に当たっては二次災害を防止するため、環境対策、モニタリング、火災対策を行う。
- ⑦これらを計画的に実施するため、被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握する。  
※品目ごとに処理処分先を整理した処理フローを構築し、実行計画を策定する。

#### 3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

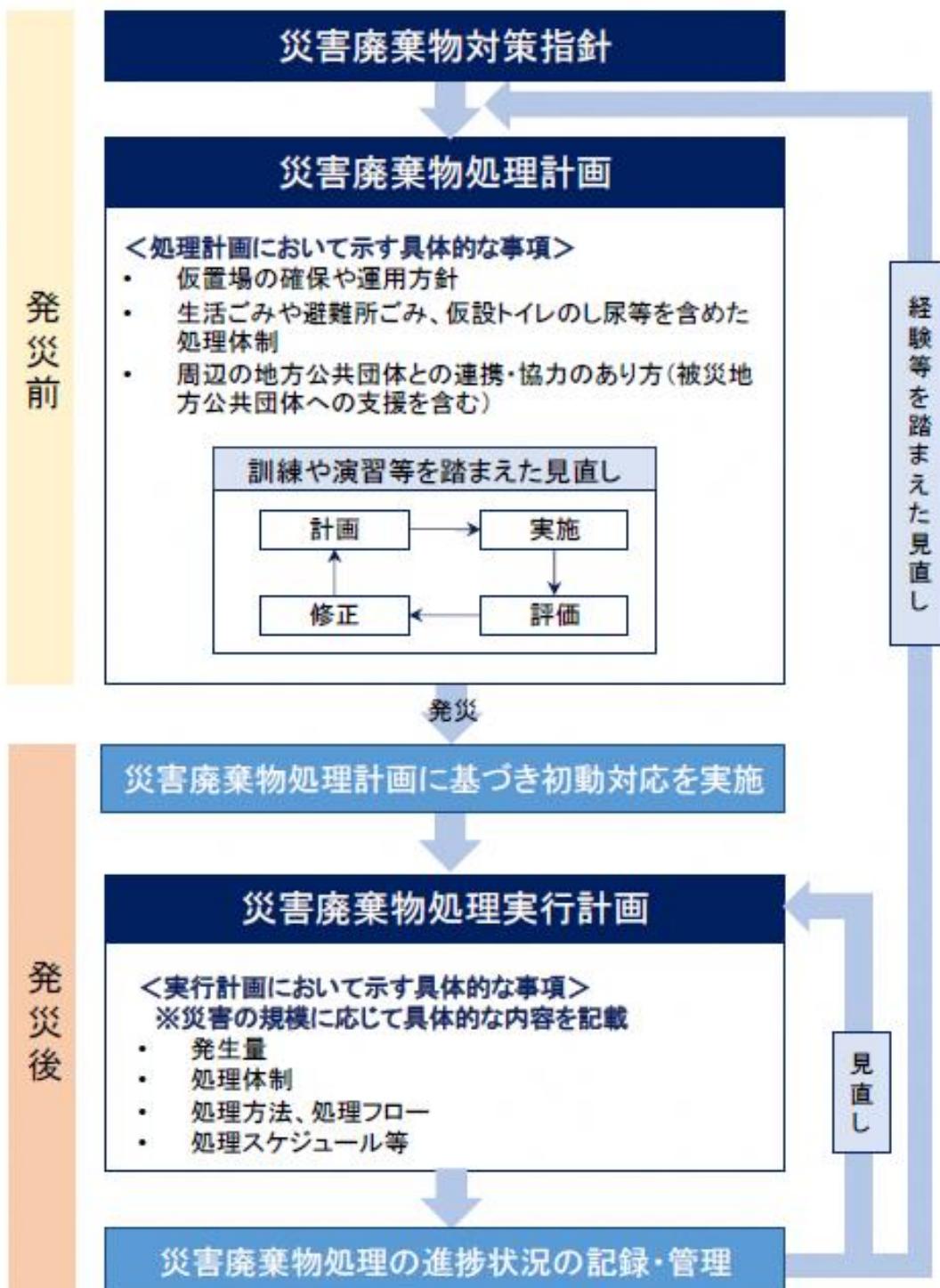
発災後、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施するとともに、緊急時の処理体制を整備し、実際の被災状況を踏まえ災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を策定する。

実行計画には、役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示すものとし、発生量推計のための損壊家屋等の棟数は、災害対策本部に報告された被害棟数を基本とする。災害廃棄物処理実行計画の位置付けは図3-1-1のとおり。

また、災害廃棄物の処理可能量は、災害廃棄物の推計発生量及び廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、被災状況等に基づき推計することとし、収集運搬の委託業者が対応することができない場合、また、一般廃棄物処理施設が被災し保有する施設では対応できない場合は、京都府や近隣市町等に対して応援を要請し、初動段階から、地域外での広域的な処理について検討する。

また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

図3-1-1 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け



出典:「環境省災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月、環境省)

#### 4. 災害時に発生する廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿のほか、撤去ごみ、片付けごみを効率的に処理する必要がある。災害時に発生する廃棄物は表3-1-2、排出形態は表3-1-3のとおり。

表3-1-2 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみで、容器包装や段ボール、衣類等事業系一般廃棄物として処理
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
地震、風水害及びその他自然災害により発生する廃棄物(災害廃棄物)	可燃性／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ポンベ類などの危険物等
廃自動車等	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レンタゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け、使用できなくなった船舶)など

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

\* 冷蔵庫・冷凍庫内の食品などは集積所・仮置場に排出される前に、通常ごみとして排出することを広報する。

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く。)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

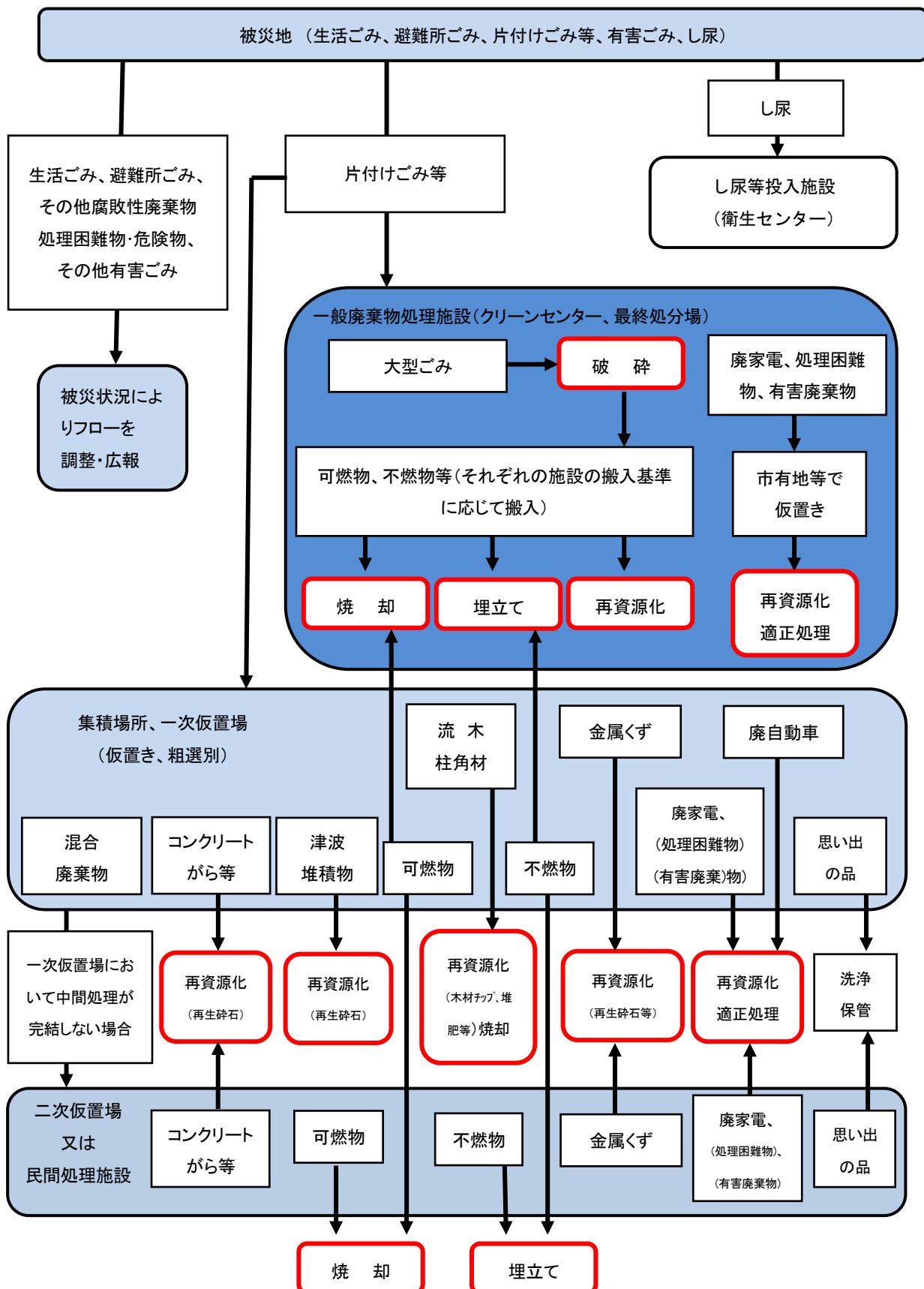
表3-1-3 排出形態の区分

区分	内容
撤去ごみ	倒壊・流失等によりがれき状態になった建物及び解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざつた混合廃棄物、津波堆積物など、撤去が必要な廃棄物
片付けごみ	被災家屋の片付け等に伴い、被災者等により排出される非腐敗性廃棄物

## 5. 処理フロー

災害廃棄物の処理に係る基本的なフローは、図3-1-2のとおりとする。

図3-1-2 災害廃棄物処理に係る基本フロー



## 第2節 処理主体

### 1. 市による処理

市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域で有する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努めることとされている。

本市内の処理が困難と判断される場合は、京都府内の他の施設での処理に向けた調整を京都府に要請する。

過去の災害廃棄物処理事例では、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体、解体事業者団体等の民間事業者団体が災害廃棄物処理に果たす役割が大きかったとされ、平時から災害支援協定を締結することなどを調整するものとする。

発災後には災害支援協定を締結している民間事業者団体の協力を得られるよう、被災状況等を確認した上で協定等を締結している民間事業者団体へ支援を要請し、市が主導して災害廃棄物処理を推進する。

#### 【発生要因及び混在による排出主体の調整】

- ※ 道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、自然的噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、これらが民有地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、市は環境省及び京都府と相談した上で対応方法について検討する。
- ※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等(被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等)については、原則として事業者責任で処理する。

#### (1) 本市の廃棄物処理施設での処理

##### ① 本市廃棄物処理施設に直接搬入するもの

生活ごみ及び避難所ごみのうち、可燃ごみについては、公衆衛生確保のため、優先して処理する必要がある。

住民等により排出され本市が収集した生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみについては、原則として、本市廃棄物処理施設に直接搬入し、処分する。

ただし、片付けごみの収集に当たり、積替えが必要な場合又は施設に直接搬入できない混合物が生じた場合には、中間処理を行う者が積替え、破碎・選別等の処理を行う。

##### ② 本市廃棄物処理施設での処理が困難な場合

本市廃棄物処理施設が被災し、又は道路の寸断等により施設への搬入が困難となり、本市焼却施設における可燃ごみの全量処理が困難となった場合には、搬入されるごみを可能な限りごみピットへ堆積しつつ、市外の民間処理施設への委託処理や近隣市町等への受入れ要請を行う。

なお、生活ごみ及び避難所ごみのうち、不燃ごみなど、ある程度の期間保管していても衛生上の問題が生じないと考えられるものについては、施設が復旧するまでの間、市有地で保管するか、必要に応じて、収集を一時的に停止する。

片付けごみについては、生活ごみ及び避難所ごみの処理を優先するため、施設等が復旧するまでの間、集積場又は仮置場で仮置きを行うか、民間処理施設及び他市町等での処理を行う。

#### (2) 民間処理施設における処理

次のような場合には、民間処理施設で処理を行う。

- ・(1)の②による対応が必要となった場合
- ・本市廃棄物処理施設で処理自体は可能なもの、廃棄物の発生量が処理可能量を上回る場合
- ・平時に産業廃棄物として処理されているものと同一の種類の災害廃棄物が発生し、民間処理施設において処理することで再資源化が図れる場合(市が委託を行う。)

### (3) 仮設の中間処理施設の設置又は広域処理

本市廃棄物処理施設及び民間処理施設での全量処理が困難であると判断した場合には、「第2章第4節3. (1) 広域連携の考え方」で国・京都府と調整しつつ、仮設の中間処理施設の設置や広域処理を検討する。

### (4) 倒壊家屋等の撤去

損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、市と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、市が撤去(必要に応じて解体)を実施する場合がある。

なお、事業所の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

## 2. 事業所における廃棄物

事業所から発生する災害廃棄物については、原則として、事業者自らの責任において適正に処理する。

ただし、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者の事業所又は事業所から発生した廃棄物であって、生活環境の保全上特に必要と認められたものについては、本市による解体撤去、収集及び処分を行う。

## 3. 公共施設等における廃棄物

道路、河川、公園、学校、医療施設などの公共施設や海岸などにおいて発生した災害廃棄物については、原則として、各管理者が処理する。

## 第3節 集積場所・仮置場

### 1 集積場所・仮置場の分類及び役割

#### (1) 集積場所

個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、必要に応じて被災住民が被災家屋等から排出した災害廃棄物を一時的に集積する場所として、集積場を地区などの地域ごとに設置する。集積場所の分類及び役割は表3-3-1のとおりとし、各地区は集積場所候補地を地区ごとに定めるように努めるものとする。

表3-3-1 集積場所の役割

分類	役割
集積場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災者が災害廃棄物を直接搬入できる場所を想定する。</li><li>・手作業による簡単な分別作業を行うが、重機による作業は行わない。</li><li>・場所は、地区等ごとに設置する。</li></ul>

#### (2) 仮置場

処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏内から速やかに移動させ、一時的に保管するための「一次仮置場」と、災害が大規模のときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう、機械選別や再資源化を行うための「二次仮置場」がある。

なお、仮置場、集積場所の役割は表3-3-2のとおり、場所ごとの役割は図3-3-1のとおりとする。搬入する廃棄物は災害廃棄物のみとし、生活ごみ・避難所ごみ等の腐敗性廃棄物の受入は行わない。

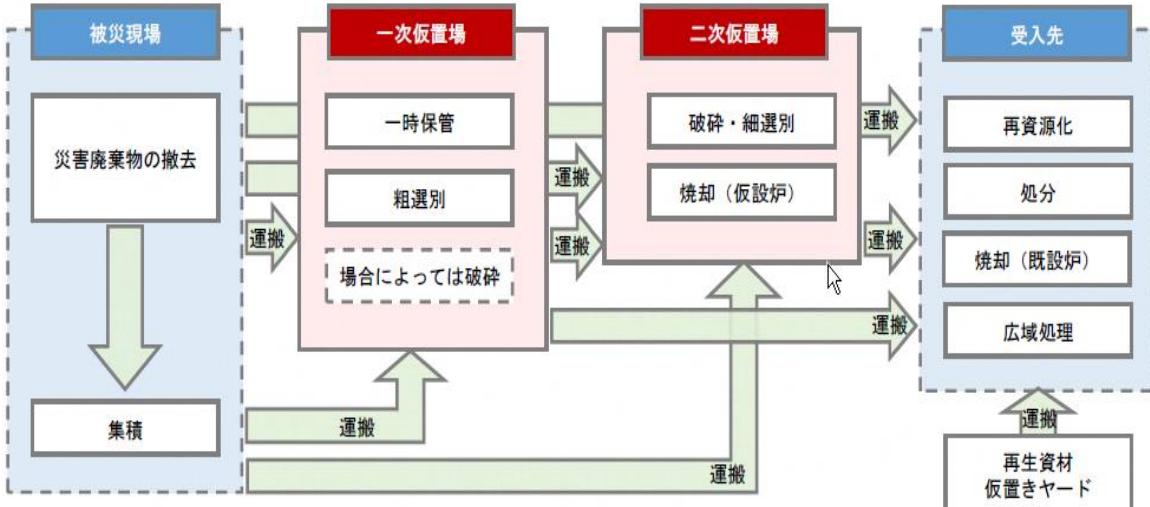
市は、各町一以上の一次仮置場の候補地を、当該地所管部門との合意形成の上定めるものとする。

表3-3-2 仮置場の役割

分類	役割
一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う。
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模等に応じて必要と認められる場合に設置する。

図3-3-1 集積場所・仮置場の場所ごとの役割

注：場所ごとの役割を示した図



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。

※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

## 2 仮置場での保管及び選別

一次仮置場に搬入した撤去ごみや住民等により搬入された片付けごみは、順次、粗選別などを行い、それぞれの処分先へ搬出する。仮置場での保管及び選別の対応、優先度は表3-3-3に示す。

処分先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合には、二次仮置場を設置又は民間処理施設を活用して、さらに破碎・細選別等の中間処理を行う。

表3-3-3 仮置場での保管及び選別の対応、優先度

対応	優先度
①近隣自治体に受入れを要請	A:優先度 高（排出から3日程度までに最優先処理）
②民間処理施設へ処理を委託	B:優先度 中（優先して処理することが望ましい）
③被災していない施設等で一時保管	C:優先度 低（ある程度長期の保管も想定できる）

ごみの種類	対応方法	優先度
片付けごみ	・集積場所、仮置場で仮置き又は②	C
生 活 ご み	・本市内処理、①又は②	A
リサイクルプラザ受入ごみ	・収集の停止又は可燃ごみの処理方法に準じて焼却	B
避難所 ご み	・原則として、収集の停止又は③ ・施設の復旧まで長期間を要する場合には、①又は②	C
事 業 ご み	可燃ごみ ・生活ごみと同様。必要に応じ受入施設を確保し、事業者に搬入先を案内	A
	プラスチックごみ、不燃ごみ ・原則として③とし、事業者に搬入先を案内 ・施設の復旧まで長期間を要する場合には、①又は②を行い、事業者に搬入先を案内	C
	資源ごみ、大型ごみ、木くず ・民間処理施設で処理するよう事業者に依頼	C

### 3 集積場所、仮置場の管理・運営における留意事項

集積場所及び仮置場の運営・管理における留意事項とその対策は表3-3-4のとおり。

表3-3-4 集積場所、仮置場の管理・運営における留意事項

留意事項	対策
飛散防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・可能な範囲で散水の実施</li><li>・周辺への飛散防止ネットや囲いの設置</li><li>・フレコンパック等への保管</li></ul>
汚水の土壤浸透・公共 水域流出防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置</li><li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li><li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li><li>・水たまりを埋める等の腐敗防止</li></ul>
悪臭防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・生ごみの搬入禁止</li><li>・腐敗性廃棄物の分別と優先的な処理</li><li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li></ul>
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・畳や木くず、可燃混合物等の積み上げ高さを制限するとともに、長期保管は極力避ける。</li><li>・危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li><li>・可燃混合物が重積される場合、排熱措置やガス検知の措置を検討するとともに、パイプを通した定期的モニタリングを実施。</li></ul>

### 4 集積場所・仮置場の復旧

集積場所・仮置場を復旧する際は、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。また、迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討する。

## 第4節 収集運搬

### 1. 収集運搬計画に基づく実施

平時より災害時の収集運搬体制を検討するとともに、災害時は住民による災害廃棄物の分別協力及び生活環境の衛生保全を原則として、効率的な収集方法(戸別収集及び集積場収集、仮置場への搬入)を決定する。

また、発災後は、速やかに利用可能な収集運搬車両や重機の確認を行うとともに、災害対策本部を通じて、道路の被災状況等を把握し、被害状況に応じて収集運搬体制の見直しをする。

発災後には災害支援協定を締結している民間事業者団体の協力を得られるよう、被災状況等を確認した上で協定等を締結している民間事業者団体へ支援を要請し、市が主導して収集運搬を推進する。

#### (1) 収集運搬計画の策定・見直し

生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみの処理を迅速かつ適正に行うため、「収集運搬計画」を策定する。収集運搬計画に記載すべき項目は以下のとおり。

- ・ごみの分別方法
- ・地域別の被災状況
- ・収集・運搬ルート(ごみステーション・避難所・集積場の位置)、収集頻度、収集業者など
- ・収集効率の低下、収集能力の不足への対応
- ・民間事業者団体、他自治体、業界団体等への応援要請

復旧に伴い、道路状況、避難所の状況(開設中の避難所数、避難者人数など)が変化するため、適宜見直しを行う。

## (2) 収集・運搬の実施

ごみステーション・避難所・集積場の情報を収集し、その情報をもとに迅速に収集・運搬体制の整備を行う。

生活ごみ・避難所ごみは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、発災後3～4日後には、平常時の収集運搬・処理体制を回復させるように努める。

収集運搬・処理は、可能な限り平常時と同様に行うことを基本とし、被災状況や通行可能状況、収集・運搬を優先する廃棄物品目に応じて、柔軟に対応する。

収集運搬体制の整備にあたっての検討事項(例)は、表3-4-1及び表3-4-2のとおり。

**表3-4-1 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項(例)**

検討区分	検討事項
収集運搬車両の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急車両として位置付け</li> </ul>
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ・医療廃棄物・緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために緊急に必要な限度における道路上の「堆積ごみ」や有害廃棄物・危険物等を最優先で収集・回収</li> <li>・甚大な被災地及び指定避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集</li> <li>・冬季は着火性の廃棄物などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、分別し優先的に回収</li> <li>・夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収</li> </ul>
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積場所への収集、仮置場への搬出、処理施設への搬入</li> <li>・その他排出場所を指定しての収集</li> <li>・道路などの被災状況により収集運搬、リレーの方法を決定 (場所・被災状況によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、事業者の協力が得られ、これらを利用して経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)</li> </ul>
収集ルート 収集運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量、地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定</li> <li>・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討</li> </ul>
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分を含んだ畳等の重量又は体積のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用</li> </ul>
連絡体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬車両ごとに携帯電話、無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保</li> </ul>
住民やボランティアへの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物(片付けごみ)の分別方法や集積・仮置場の場所、集積・仮置場の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知</li> <li>・生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について住民等に周知</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬車両からの落下物防止対策などを検討</li> </ul>

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月改定、環境省)

表3-4-2 腐敗性廃棄物

腐敗性廃棄物	・水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題点もあることから、優先的に焼却等の処理を行う。 ・焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバックによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行う。
--------	--

## 第5節 し尿処理

### 1. し尿処理対策に関する基本方針

大規模災害で下水道に被害が発生した場合や被災者の避難生活に伴い発生するし尿の処理については、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、可能な限り早期に平常時の処理体制に回復させることを目指すものとする。

大規模地震災害時におけるし尿処理対策に関する基本方針は、次のとおり。

- ① 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ(下水道機能)を有効に活用する。
- ② 上記の措置が困難な区域については、仮設トイレの設置により収集する。
- ③ し尿の処理対策の実施にあたっては、指定避難場所・災害時地域中核病院(市立病院等)・社会福祉施設その他拠点施設から排出されるし尿並びにその他の仮設トイレからの収集を最優先する。
- ④ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集業務委託者の協力を得るとともに京都府を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
- ⑤ 各対策の実施前にあたっては、十分な事前広報を実施する。

### 2. し尿処理対策計画の策定

発災後、速やかに公共施設等や市内各所における被災状況について情報収集を行い、し尿処理計画を策定する。し尿処理計画に必要な情報は次のとおり。

- ・ 避難場所、避難所の避難者の状況や水洗トイレ等の使用可能状況(被害状況、水の確保状況)
- ・ 市内の下水道施設の被害・復旧状況
- ・ 市内の上水道施設の断水・復旧状況
- ・ 被災地区からの仮設トイレ要請情報(避難所等から災害対策本部への要請情報)

### 3. 仮設トイレ設置計画の策定

仮設トイレの設置場所(避難所、その他空地・駐車場等)、機種、基数等に関する設置計画を策定する。

仮設トイレ設置の目安は表3-5-1のとおりとする。

表3-5-1 仮設トイレ設置の目安

区分	仮設トイレ設置の目安
設置すべき場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定避難所(指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合)</li><li>・ その他被災者を収容する施設</li><li>・ 災害時地域中核病院、救援物資地域内輸送拠点、仮置場等救援対策活動拠点施設</li><li>・ 高層集合住宅、住宅密集地及びホテル・旅館等観光客滞在施設</li></ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上下水道施設復旧など、その必要がないと認めるときまで</li></ul>

#### 4. 仮設トイレの種類・必要数・備蓄数

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに備蓄している簡易型トイレ及び携帯型トイレを設置する。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者、他自治体等に支援を要請する。仮設トイレの種類・備蓄数は表3-5-2、仮設トイレの必要数については表3-5-3のとおり。

表3-5-2 仮設トイレ等の備蓄状況

種類	備蓄数
携帯型トイレ	2
簡易型トイレ	252

表3-5-3 仮設トイレの必要数

災害種別	避難者数 (人)	指針 (基)	想定利用者数ごとの必要基數		
			100人/基	75人/基	20人/基
大規模地震	50,190	640	502	669	2,510

注. 避難者数…「京都府地震被害想定調査結果」(平成20年、京都府)

#### 5. 収集・運搬

し尿処理対策計画に基づき、し尿収集を実施する。

し尿の収集は、本市の収集体制により対応することとし、本市の収集能力が不足する場合は、他自治体や民間事業者に支援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

水害時の汲取り便所の便槽や浄化槽については、床下浸水程度の被害であっても、水没や槽内への雨水・土砂等の流入があるため、迅速に対応する。

##### (1) し尿収集車両数

本市保有の車両は表3-5-4のとおり網野衛生センター保有分のみであるが、し尿の収集・運搬は平時の収集体制及び受託事業者の全保有車両を含め検討する。

表3-5-4 本市のし尿収集車両数

機材名	車両数 (台)
2tバキューム車	1
3tバキューム車	1

##### (2) 収集量の推計

収集量の推計は、原単位を用い、避難者数を乗じて求めるものとする。

$$\text{【算出式】 大規模地震によるし尿収集の発生量} = \text{避難者数} \times 1.7[\text{L}/\text{人}/\text{日}]$$

※原単位…「災害廃棄物対策指針」技術資料(平成26年3月31日、環境省)

表3-5-5 し尿の発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりのし尿排出量 (L/日)	避難所における し尿処理需要量 (L/3日)
大規模地震	50,190	85,323	255,969

注. 避難者数…「京都府地震被害想定調査結果」(平成20年、京都府)

#### 6. し尿処理体制

市域全体で収集したし尿については、し尿前処理施設に投入することを原則とするが、施設の損壊や著しく収集効率が悪い等の場合は、上下水道部と協議を行い対応する。

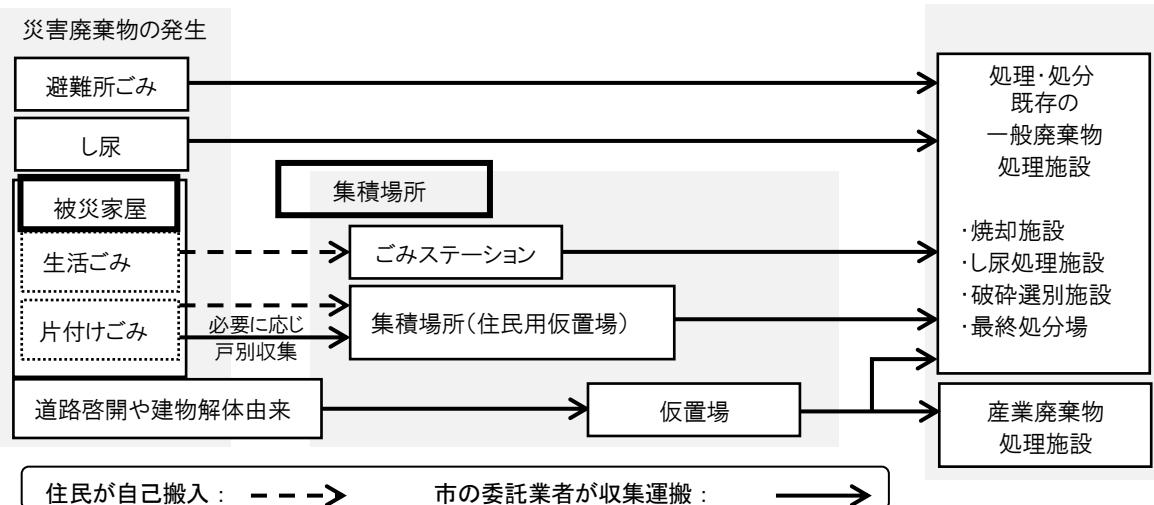
## 第4章 選別・分別

### 第1節 生活ごみ(避難所ごみ、片付けごみ)の処理

#### 1. 生活ごみ

生活ごみの収集・運搬・処理は、平常時のとおり行うこととし、ごみステーションに避難所ごみや片付けごみ等を排出することを禁止し、一方、集積場所・仮置場では生活ごみを受け入れない。生活ごみと災害廃棄物を混在して排出しないように、住民への周知を徹底する。生活ごみの流れは図4-1-1から参照のこと。

図4-1-1 災害時における生活ごみ等収集の流れ



出典:宮城県災害廃棄物処理計画(平成29年8月、宮城県)一部編集

#### 2. 避難所ごみ

避難所ごみは、公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から迅速かつ適正に処理する必要がある。避難所で発生する廃棄物（例）は表4-1-1のとおり。

なお、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、処理体制が復旧するまでは、原則として避難所に保管することとする。

表4-1-1 避難所で発生する廃棄物(例)

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物(生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	簡易トイレ 仮設トイレ	ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染症や臭気対策のためできる限り密閉管理する。
感染症廃棄物(注射針、血の付着したガーゼ)	医療行為	・保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・回収方法、収集方法等について医療機関と調整

## (1) 避難所ごみに関する注意事項

避難所を管理・運営する災害対策本部と連携を図り、課題を把握しつつ次の事項について周知、対応する。

- ① 避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ② 避難所ごみは、発災後優先的に（特に、夏季は早期活動）収集運搬・処理を開始する。
- ③ 断水が続いている場合には、食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することに留意する。
- ④ 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから対策が必要となる。（発生時は害虫等の駆除活動を実施）
- ⑤ 害虫駆除に当たっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。誤使用や誤飲を防ぐため、薬剤の管理に注意する。
- ⑥ 避難所において発生する注射針（特に、個人管理のインシュリン注射針）や血が付着したガーゼなどの感染性廃棄物について、医療機関との調整（回収方法、処理方法等）を行う。

## (2) 避難所ごみ発生量の推計

発生量の推計は、原単位を用い、避難者数を乗じて求めるものとする。

$$\text{【算出式】} \text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数[人]} \times 1,204.4[\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}]$$

※原単位…「平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果」（令和2年4月、環境省）

表4-1-2 避難所ごみの発生量推計(大規模地震推計)

災害種別	避難者想定数(人)	全排出量(g/人・日)	避難所ごみ全量(t/日)
大規模地震	50,190	1,204.4	60.4

注. 避難者数…「京都府地震被害想定調査結果」（平成20年、京都府）

## 3. 片付けごみ

### (1) 発生時期

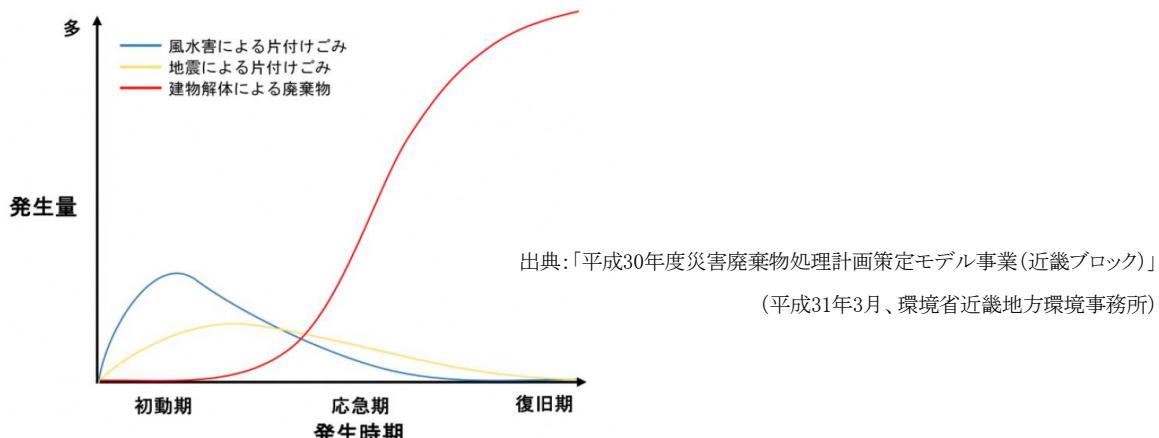
片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生するもので、具体的には、破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電などを指す。

小・中規模災害時は、発災後初期段階から住民による片付けごみの排出が想定される。特に水害の場合は、発災翌日から片付けごみが排出される場合がある。また、片付けごみは住宅周辺道路や空き地など、市が意図していない場所に集積される場合がある。

風水害による片付けごみは、浸水による腐敗のため、発災直後に多量に排出される傾向があり、地震による片付けごみは、浸水による腐敗がないため、発災から1ヵ月程度の間で排出される傾向にある。

片付けごみは、災害廃棄物発生量の内数として算出し、その発生時期イメージは図4-1-2のとおり。

図4-1-2 片付けごみの発生時期イメージ



## (2) 片付けごみに関する注意事項

災害種別による片付けごみの取り扱いは表 4-1-3 のとおり。片付けごみの分別排出ルールは、平時より決定し、住民へのルールの周知・徹底に努める。地域ごとに、集積場（住民用仮置場）を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。なお、集積場は、周辺住民の生活環境を考慮するとともに、地区代表者と協議して配置する。

また、水害時に片付けごみとして大量に発生する「畳」についても処理方法を決める。

表4-1-3 災害種別による片付けごみの取り扱い

項目	地震	水害
廃棄物組成の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い</li> <li>片付けごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の生木、流木等が発生する場合がある</li> <li>床上・床下浸水による片付けごみが多く建物解体は比較的少ない</li> <li>片付けごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生</li> </ul>
片付けごみの排出状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>家から壊れた物を排出し、必要なものは家中で保管する</li> <li>→比較的分別されて排出されやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す</li> <li>→比較的分別されにくい</li> </ul>
特に注意が必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多く、全壊・半壊等の建物解体によるものが中心のため片付けごみは水害と比べ少ない</li> <li>倒壊家屋解体は重機使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分・土砂等を含むため、ごみ出しが困難</li> <li>水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意が必要</li> <li>分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施</li> <li>浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要</li> </ul>
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は家の前、ガレージや庭先に分別して出し、道路事情を踏まえて集積場・仮置場を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分・土砂等による重量増のため、積み込み時に注意が必要</li> <li>床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要</li> </ul>

## (3) 片付けごみ発生量の推計

発生量の推計は、原単位を用い、被災棟数を乗じて求めるものとする。

$$\text{【算出式】 大規模地震による片付けごみの発生量} = \text{被災世帯数} \times 0.5[\text{t}/\text{世帯}]$$

※原単位…「H28熊本地震の事例」（解体・撤去ごみは含まない）

$$\text{風水害による片付けごみの発生量} = \text{半壊棟数} \times 23[\text{t}/\text{棟}]$$

$$\text{床上浸水世帯数} \times 4.6[\text{t}/\text{世帯}]$$

$$\text{床下浸水世帯数} \times 0.62[\text{t}/\text{世帯}]$$

※原単位…「災害廃棄物対策指針 資料編」

表4-1-4 片付けごみ発生量

災害種別	市内発生量推計		仮置場想定面積
地震災害	撤去廃棄物	約5,887.5千t	274ha
	片付けごみ	0.5t/世帯 10,552t 4.6t/世帯 97,078t	
豪雨災害	撤去等廃棄物	約366.3千t	17ha
	片付けごみ	27,937t	

※地震災害は郷村断層地震を想定(京都府地震被害想定調査結果)

※豪雨災害は竹野川氾濫を想定(京都府マルチハザード情報提供システム)

## 第2節 再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の長寿命化に繋がるとともに、処理期間の短縮などに有効である。

片付けごみの分別排出と損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)段階から分別を積極的に実施することを前提として、再生資材の発生見込み量や性状、受入側の受入基準などについても把握しておく。

### 1. 災害廃棄物の種類ごとの再資源化の方法例

表4-2-1 再資源化の方法(例)

災害廃棄物		方法例
可燃物	分別可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用</li> <li>・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。</li> </ul>
	分別不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う。</li> </ul>
コンクリートがら		<ul style="list-style-type: none"> <li>・40mm以下に破碎し、路盤材(再生クラッシャラン)、液状化対策材、埋立材として利用</li> <li>・埋戻し材・裏込め材(再生クラッシャラン・再生砂)として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。</li> <li>・5～25mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材に利用。</li> </ul>
木くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。</li> <li>・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用</li> </ul>
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価物として売却</li> </ul>
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、小型家電等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。</li> </ul>
	リサイクル不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物として他の廃棄物と一緒に処理する。</li> </ul>
自動車		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車リサイクル法に則り、被災地域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業引渡しまで一時集積所で保管する。</li> </ul>
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎・裁断処理後、タイヤチップ(商品化)し製紙会社、セメント会社等へ売却する。</li> <li>・丸タイヤのままの場合、域外にて破碎後、適宜リサイクルする。</li> <li>・有価物として買取業者に引き渡し後、域外にて適宜リサイクルする。</li> </ul>
	使用不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎後、リサイクル又は埋立を行う。</li> </ul>
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分を行う。</li> <li>・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効活用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。</li> </ul>

【参考】宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)(平成25年4月、宮城県)

### 第3節 有害廃棄物・処理困難物等

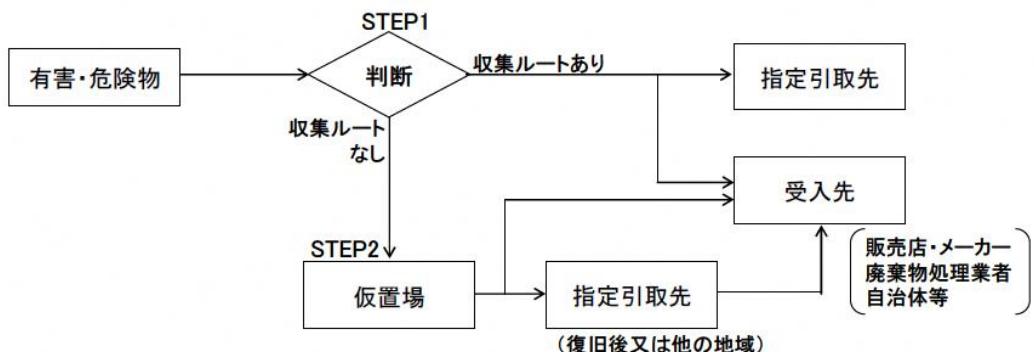
#### 1. 有害・危険物処理の流れ

災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場の選別作業時に有害廃棄物・処理困難物を発見したときは、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場に一時保管する。

有害・危険物処理フローは図4-3-1のとおり。

図4-3-1 有害・危険物処理フロー

【処理フロー】



出典:「災害廃棄物対策指針 資料編」

【技24-15】個別有害・危険製品の処理(平成31年4月改定、環境省)

#### 2. 有害廃棄物・処理困難物等の分類と処理方針

表4-3-1 有害廃棄物・処理困難物等の分類と処理方針

種類	処理方針
石綿(アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃石綿等は仮置場に持込まない。</li> <li>・被災した建物の解体前には、石綿の事前調査を行い、石綿の使用が確認された場合は、解体がれき類に石綿が混入しないように適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・仮置場の災害がれき中に石綿を含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認する。</li> <li>・建物の解体・撤去及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行う。</li> </ul>
廃PCB及びPCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB含有機器を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡す。</li> <li>・仮置場の災害がれき中にPCB含有機器を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別し、保管する。</li> <li>・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、本市が一旦回収し、適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理する。</li> </ul>
その他有害物及び危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行う。</li> <li>・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡す。</li> <li>・深刻な環境汚染、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがある有害物質・化学物質等を含有する有害製品、収集・処理方法等を別に示し、危険物の分別収集の事前周知徹底等を行う。</li> </ul>

### 3. 有害・危険製品の収集・処理方法

表4-3-2 有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の専門回収へ	選別、リサイクル、破碎
	ボタン電池	電器店、回収実施店等の専門回収へ	
	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンド等の専門回収へ	選別、リサイクル、破碎(金属回収)
危険性があるもの	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	選別、リサイクル、破碎(カレット、水銀回収)
	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店へ返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	火気のない風通しのよい良い屋外で充填物を出し切り、充填物が残っていないか確認の上、分別して排出	圧縮、リサイクル(金属回収)
感染性廃棄物	消火器	購入店・メーカー、廃棄物処理許可業者に依頼	破碎、選別、リサイクル
	(家庭用) 使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立

出典:「災害廃棄物対策指針 資料編」【技24-15】個別有害・危険製品の処理(平成31年4月改定、環境省)

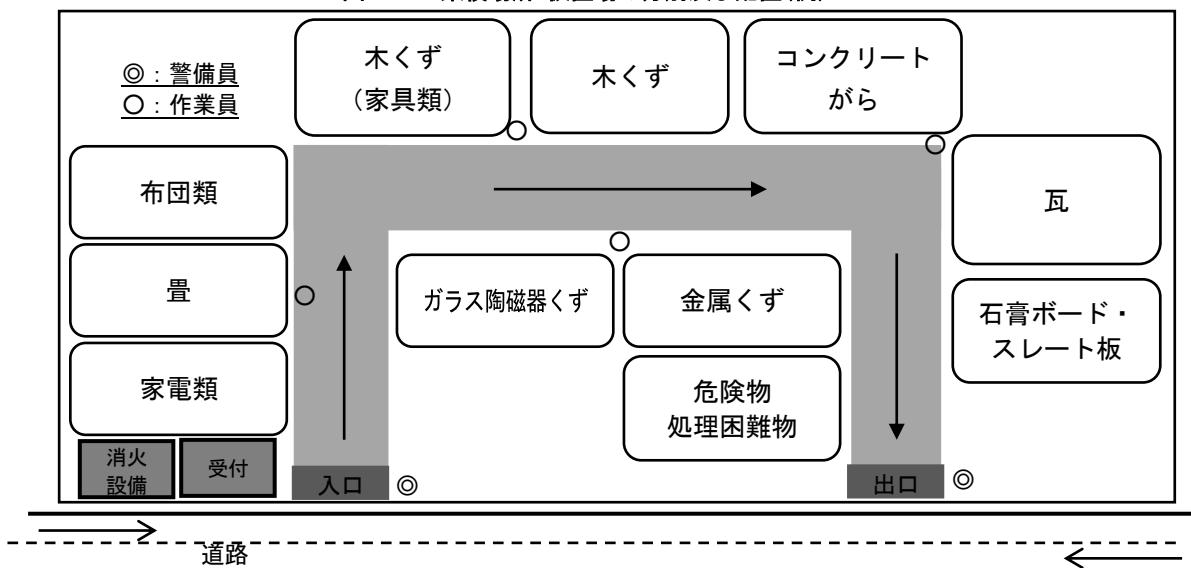
表4-3-3 有害・危険製品の収集・処理に関する注意事項

種類	注意事項
農薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器の移替え、中身の取出しをせず、許可のある産業廃棄物業者に処理を委託する。市は回収しない。</li> <li>毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。</li> <li>指定品目を一定以上含むもの、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。</li> </ul>
塗料 ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</li> <li>一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。</li> <li>エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。</li> </ul>
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートで処理する。</li> <li>水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。</li> <li>リチウムイオン電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。</li> </ul>
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場で分別保管し、平常時のルートで処理する。</li> <li>破損しないようドラム缶等で保管する。</li> </ul>
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体へ連絡する。</li> <li>所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。</li> </ul>
カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部にガスが残存しているものはメーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。</li> <li>完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルとする。</li> </ul>
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。</li> <li>特定窓口、指定引取場所の照会 ⇒(株)消火器リサイクル推進センター(<a href="http://www.ferpc.jp/recycle/index.html">http://www.ferpc.jp/recycle/index.html</a>)</li> </ul>

出典:「災害廃棄物対策指針 資料編」【技24-15】個別有害・危険製品の処理(平成31年4月改定、環境省)

## 第4節 集積場所及び一次仮置場の選別配置(例)

図4-4-1 集積場所・仮置場の分別及び配置(例)



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理関係者と協議して決定する。

※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため動線は時計回りにする。

## 第5章 その他

### 第1節 平時の備え

#### 1. 災害廃棄物に関する啓発・広報

災害廃棄物の排出量を一定程度抑制するため、平時より住宅の耐震対策や防災意識、また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別の徹底等について啓発・広報を行う。

#### 2. 廃棄物処理施設の災害対策

##### (1) 応急復旧体制等の整備

施設の復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、施設における災害時の人員計画、連絡体制、被災した場合の応急復旧対策などについてあらかじめ定めておく。

##### (2) 安全化及び平時の整備

表5-1-1 施設における内容

施設区分	内容
施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物耐震化、不燃堅牢化</li> <li>・非常用自家発電設備等の整備</li> <li>・断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保</li> <li>・浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄</li> </ul>

### (3) 処理機能の整備

表5-1-2 計画ごとの内容

計画	内容
ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備補修用資機材の備蓄</li><li>・仮置場、臨時収集場所用地候補の選定</li><li>・中間、最終処理体制の想定</li><li>・片付けごみなどの収集運搬体制の確保</li></ul>
し尿	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備補修用資機材の備蓄</li><li>・仮設トイレ、簡易トイレ等の備蓄</li><li>・仮設トイレ管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄</li></ul>
応援・協力体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・相互応援協定の締結及び広域処理体制の確立</li><li>・備蓄品の緊急調達体制の確保</li><li>・その他協力協定の締結(収集処理業者、土木業者、運送事業者等)</li></ul>
事前広報の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害甚大地域優先収集原則の周知</li><li>・ごみ分別の周知</li><li>・有害ごみ・危険ごみ等分別の周知</li><li>・がれきの自己搬入原則の周知</li></ul>

## 第2節 歴史的遺産・文化財の取扱い

本市には、歴史的遺産・文化財等が多数存在することから、これらの歴史的遺産・文化財等が被災したときは、他の災害廃棄物と混在しないような措置を行い、保護・保全に努めるものとする。

## 第3節 海岸漂着物の対策

風水害等の災害時には、沿岸部に大量の廃棄物が漂着することが想定されるため、市は海岸管理者、港湾管理者及び漁港管理者と互いに連携し、災害廃棄物処理に関する各種支援制度を的確に運用することで、適切かつ迅速な対応を実施する。

## 第4節 仮設処理施設

保有している処理施設だけでは処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、近隣市町又は民間事業者等に応援を要請するが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完する。

## 第5節 環境対策・モニタリング

廃棄物の処理現場(建物の解体現場や仮置場など)における労働災害や、周辺住民の生活環境への影響を防止するため、必要に応じてモニタリングを実施する。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、被災状況を踏まえて設定することとし、現場の状況に応じて見直しを行う。

## 第6節 貴重品・思い出の品の取扱い

災害廃棄物を撤去するにあたり、貴重品や思い出の品は、ボランティア団体と連携し可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供するものとする。

所有者が不明な貴重品と判断するもの(所有者等の個人にとって価値があると認められるもの)は、廃棄に回さず速やかに警察に引き渡す、又は自治体等で保管し、可能な限り所有者に引き渡すこととする。

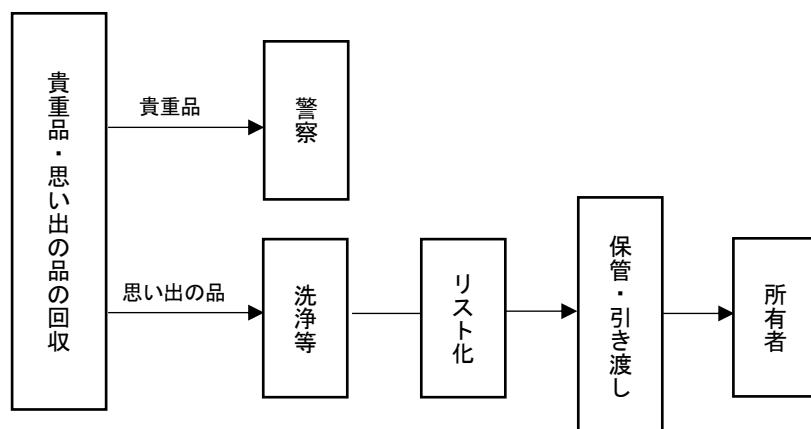
思い出の品は、膨大な量になることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ引き渡しを行う必要があるため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成する。

重品・思い出の品の取扱いは表5-6-1、回収・引き渡しフローは図5-6-1のとおり。

表5-6-1 重品・思い出の品の取扱い

種類	内容	取り扱い方法
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、貴金属等	警察へ引き渡す。
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等	自治体で保管し、閲覧等の引き渡しの機会を作り、可能な限り持ち主に引き渡す。

図5-6-1 回収・引き渡しフロー



出典「災害廃棄物対策処理指針」(平成31年4月1日改定、環境省)

【技24-17】